

2025年12月15日

スマートマネーレンディング会員各位

株式会社ドコモ・ファイナンス
(送付元: 株式会社SBI新生銀行)

会員規約の変更および口座振替のお手続きに関するご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、「スマートマネーレンディング」の終了に伴い、株式会社SBI新生銀行より「スマートマネーレンディング」貸付債権を譲り受けさせていただく運びとなりました。

これに伴い、2026年2月25日から、下記の通り「ドコモ回線ご契約者向けスマートマネーレンディングの取扱いに関する規約」を変更させていただきますので、予めご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、お客さまのお借入利率や毎月のご返済額は変更ございませんが、引き続き、ご返済で口座振替をご希望のお客さまは、お手続きが必要となりますので、内容をご確認いただけますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 会員規約の主な変更点

項目	変更前	変更後
ご返済方法	約定返済: 口座振替 随時返済: d 払い残高、振込	約定返済: 口座振替(※)、振込、インターネット返済 随時返済: 振込、インターネット返済
金利優遇・解除	NTTドコモ携帯電話回線の契約期間に応じた優遇 株式会社マネーフォワードが提供する「マネーフォワード」のサービス提供を受ける場合の優遇	金利優遇および優遇解除につきましては、2026年1月31日時点の優遇金利判定をもって、確定した金利が継続して適用されます。
請求確定日	10営業日前の前日	7営業日前
WEB・アプリ	現在ご利用いただいているレンディングマネージャーは、2026年2月24日をもってサービスを終了させていただく予定です。 2026年2月25日以降のご利用につきましては、株式会社ドコモ・ファイナンスの会員向けサービスをご案内予定です。	

※口座振替につきましては、以下の手続きが必要となりますので、ご確認ください。

2. 口座振替のお手続きについて

毎月 14 日または 27 日の口座振替につきましては、2026 年 3 月まではこれまで通り自動引き落としが行われる予定ですが、2026 年 4 月以降も口座振替をご希望される場合は、改めてお手続きが必要になります。

また、2026 年 2 月 25 日以降、お客様のお借入残高や法定書面等をご確認いただく際は、株式会社ドコモ・ファイナンスの会員向けサービスへの登録が必須になります。

口座振替や会員向けサービスなどのご利用方法につきましては、2026 年 2 月 25 日以降に改めて株式会社ドコモ・ファイナンスよりご連絡いたします。

3. 変更後の規約について

新旧対照表をご参照ください。

4. 本件に関するお問合せ先

株式会社ドコモ・ファイナンス

電話番号：042-528-5701

9:00～18:00（1月1日除く）

※お電話の際は「スマートマネーレンディングの件」とお伝えいただけますとスムーズにご案内ができます。

以上

新旧対照表

【ドコモ回線ご契約者向け スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】

(一般規約)

旧	新
<p>第1条（会員）</p> <p>(2)本契約は、銀行、保証会社および再保証会社が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、銀行及び会員との間で取引（貸付等）を行ったときに成立するものとします。</p> <p><u>なお、スマートマネーレンディング規約第1条(2)に基づき、会員が会員名義のd払い残高において借入れを行う場合は、会員名義のd払い残高に借入金が着金したときに、取引（貸付等）が成立するものとします。なお、d払い残高とは、保証会社が「d払い残高」との名称で提供する資金移動業に係るサービスとして会員またはその他の者の名義で作成する勘定をいいます。</u></p>	<p>第1条（会員）</p> <p>(2)本契約は、銀行、保証会社および再保証会社が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、銀行及び会員との間で取引（貸付等）を行ったときに成立するものとします。</p>
<p>第17条（合意管轄）</p> <p>会員は、本契約について紛議が生じた場合、訴額にかかわらず、銀行または保証会社の本社ならびに再保証会社の本社、営業所等の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意します。ただし、保証委託契約について紛議が生じた場合の専属的管轄裁判所は「保証および再保証委託約款」の定めに従うものとします。</p>	<p>第17条（合意管轄）</p> <p>会員は、本契約について紛議が生じた場合、訴額にかかわらず、銀行または保証会社の本社ならびに再保証会社の本社、営業所等の所在地を管轄する<u>簡易</u>裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意します。ただし、保証委託契約について紛議が生じた場合の専属的管轄裁判所は「保証および再保証委託約款」の定めに従うものとします。</p>

(スマートマネーレンディング規約)

旧	新
<p>第3条（返済額の設定）</p> <p>(1)本契約事項に定める返済方式が「残高スライドリボルビング方式」の場合には、約定返済日における約定返済額は、本契約事項に定める返済額表（以下「返済額表」といいます。）に従って決定されます。約定返済日前の本契約に基づく貸付のうち約定返済日の10営業日前の前日（以下「自動振替請求日」といいます。）の終了時点における最終貸付の直後の貸付残高を基準貸付残高とし、返済額表中の同基準貸付残高に対応する返済額欄該当額が当該約定返済日に返済されるべき約定返済額となります。</p>	<p>第3条（返済額の設定）</p> <p>(1)本契約事項に定める返済方式が「残高スライドリボルビング方式」の場合には、約定返済日における約定返済額は、本契約事項に定める返済額表（以下「返済額表」といいます。）に従って決定されます。約定返済日前の本契約に基づく貸付のうち約定返済日の10営業日前の前日（以下「請求確定日」といいます。）の終了時点における最終貸付の直後の貸付残高を基準貸付残高とし、返済額表中の同基準貸付残高に対応する返済額欄該当額が当該約定返済日に返済されるべき約定返済額となります。</p>

<p>(2) (1) 以外の場合には、本契約事項に定める各回の返済金額設定方式のとおりとなります。</p>	<p>(2)前項にかかわらず、返済方法について本スマートマネーレンディング規約第5条(1)①の方法を選択している会員は銀行と会員とで個別に合意した日または2026年4月1日のいずれか早い日以降において、本スマートマネーレンディング規約第5条(1)②の方法を選択している会員は2026年2月25日以降において、請求確定日は約定返済日の7営業日前とします。</p> <p>(3)(1)および(2)以外の場合には、本契約事項に定める各回の返済金額設定方式のとおりとなります。</p>
<p>第4条（返済）</p> <p>(1)会員は、本契約事項に定める約定返済日に同記載の約定返済額の金額 （本契約に基づく残債務額のうち、元本の総合計が約定返済額未満の場合は、(4)項の定めによる。） を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝日および銀行が指定する年末年始等の休業日にあたる場合は、当該休業日の翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2)約定返済日は、銀行が指定する日のなかから預金口座自動振替（以下「自動振替」といいます。）として会員があらかじめ指定した日とします。</p> <p>(3)約定返済日以外の日に会員が返済した場合および約定返済日において約定返済金額を超える金額を返済した場合は「臨時の返済」として取扱われるものとし、会員は約定返済日に改めて約定返済金額を返済するものとします。なお、本スマートマネーレンディング規約において「臨時の返済」とは、約定返済が遅滞されていないときに行われた約定返済以外の全ての返済をいうものとします。</p>	<p>第4条（返済）</p> <p>(1)会員は、本契約事項に定める約定返済日に同記載の約定返済額の金額を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝日および銀行が指定する年末年始等の休業日にあたる場合は、当該休業日の翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2)約定返済日は、銀行が指定する日のなかから預金口座自動振替（以下「自動振替」といいます。）として会員があらかじめ指定した日とします。</p> <p>(3)約定返済日以外の日に会員が返済した場合および約定返済日において約定返済金額を超える金額を返済した場合は「臨時の返済」として取扱われるものとし、会員は約定返済日に改めて約定返済金額を返済するものとします。なお、本スマートマネーレンディング規約において「臨時の返済」とは、約定返済が遅滞されていないときに行われた約定返済以外の全ての返済をいうものとします。ただし、請求確定日の翌日以降に行った臨時の返済の合計額が約定返済額に達した場合、約定返済日の入金があったものとみなします。</p>
<p>(4)約定返済日において、約定返済額が自動振替請求日時点での残債務のうち元本の総合計に相当する金額を上回る場合、会員は、当該約定返済日においては当該元本の総合計（以下「最終元本」といいます）に相当する額のみを返済し、当該元本の総合計相当額の返済後の残債務（以下「最終残債務」とい</p>	

<p><u>います。) は次の約定返済日に返済するものとします。</u></p> <p>(5)会員が自動振替を利用して返済する場合の返済にかかる取扱いは以下に定めるとおりとします。</p> <p>① 銀行は、約定返済日の自動振替先銀行所定の時間（以下「約定返済処理時」といいます。）に、第3条に規定する約定返済額を、自動振替口座から振替し、残債務の返済に充当します。会員は、約定返済日前日までに約定返済額以上の預金残高 （最終元本および最終残債務を返済する約定返済日においては、それぞれ最終元本および最終残債務の金額をいます。以下本項において同じ。） を自動振替口座に確保するものとします。</p> <p>② 約定返済処理時において、自動振替口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合には、自動振替による残債務の返済は行われないものとします。</p> <p>③ 会員は、自動振替による約定返済を遅延した場合には、直ちに、当該約定返済日における約定返済金額を含む残債務を銀行の指示に従い次条(1)に定める②、③いずれかの方法で返済するものとします。</p> <p>④ 会員は、前3号のほか、本項に基づく返済に関する銀行所定の手続きに従うものとします。</p> <p>⑤ 本項に基づく返済について、かりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、会員がその責任を負うものとします。</p> <p>(6)本条の規定にもかかわらず、約定返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。</p>	<p>(4)会員が自動振替を利用して返済する場合の返済にかかる取扱いは以下に定めるとおりとします。</p> <p>① 銀行は、約定返済日の自動振替先銀行所定の時間（以下「約定返済処理時」といいます。）に、本スマートマネーレンディング規約 第3条に規定する約定返済額を、自動振替口座から振替し、残債務の返済に充当します。会員は、約定返済日前日までに約定返済額以上の預金残高を自動振替口座に確保するものとします。</p> <p>② 約定返済処理時において、自動振替口座の預金残高が約定返済金額に満たない場合には、自動振替による残債務の返済は行われないものとします。</p> <p>③ 会員は、自動振替による約定返済を遅延した場合には、直ちに、当該約定返済日における約定返済金額を含む残債務を銀行の指示に従い次条(1)に定める②、③いずれかの方法で返済するものとします。</p> <p>④ 会員は、前3号のほか、本項に基づく返済に関する銀行所定の手続きに従うものとします。</p> <p>⑤ 本項に基づく返済について、かりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、会員がその責任を負うものとします。</p> <p>(5)本条の規定にもかかわらず、約定返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。</p>
<p>第5条 (返済方法および返済場所)</p> <p>(1)会員は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で本規約に基づく貸付の返済をするものとします。</p> <p>① 会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替</p> <p>② 指定金融機関の口座への振込</p> <p>③ 銀行所定の方法による会員名義の d 払い残高からの指定 d 払い残高への送金</p> <p><u>なお、約定返済以外の臨時の返済がなされた場合、銀行は返済金を受領したこと e をメールまたは銀行所</u></p>	<p>第5条 (返済方法および返済場所)</p> <p>(1)会員は、以下のいずれかの返済方法および返済場所で本規約に基づく貸付の返済をするものとします。</p> <p>① 会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替</p> <p>② 指定金融機関の口座への振込</p> <p>③ その他銀行が認める方法。</p>

<p><u>定の方法で会員に通知します。</u></p> <p>(2)会員は、返済に係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員の WEB 取引履歴で確認します。</p>	<p>(2)会員は、返済に係る取引内容を確認するときは、銀行所定の方法により銀行所定のホームページにアクセスし、当該ホームページに掲載された会員の「お取引明細」画面に掲載された会員の WEB 取引履歴で確認します。</p>
<p>第 7 条（利息計算）</p> <p><u>本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。</u></p> <p><u>利息対象期間の毎日の最終残高の総和 ÷ 利息対象期間の日数 × 貸付利率 × 利息対象期間の日数 ÷ 365</u>（うるう年は 366 日とします。）</p> <p><u>なお、ここでいう利息対象期間とは、「前回の約定返済日」（直前の約定返済日がない場合は、借入日の翌日をいいます。以下同じ。）から次回の約定返済日の前日までの各期間をいうものとします。ただし、かかる各期間において新たに借入れを行ったときは、直前の約定返済日から当該新たな借入れの借入日までの期間と、当該新たな借入れの借入日の翌日から次の新たな借入れの借入日（次回の約定返済日までに次の新たな借入れがない場合は次回の約定返済日の前日）までの期間のそれぞれをいうものとします。なお、元本が完済された日は、元本残高が存在しないため、利息は発生しません。また、利息対象期間がうるう年とそうでない年にまたがる場合は、上記計算式を分けて計算し、合計したものを当該利息対象期間の利息の金額とします。付利単位は 1 円とします。</u></p>	<p>第 7 条（利息計算）</p> <p>本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、融資残元金に対して借入利率を乗じて計算します。ただし、1 年を 365 日（閏年は 366 日）とする日割計算とし、融資日当日はご利用日数に含めないものとします。</p>
<p>第 8 条（充当順位）</p> <p><u>(1)会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは①本スマートマネーレンディング規約第 14 条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。元利を含めた一括返済の場合も同様の順で充当されます。</u></p> <p><u>但し、銀行の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、臨時の返済については、本校①④に①から④の順で充当されます。</u></p>	<p>第 8 条（充当順位）</p> <p>(1)約定返済金の充当順位は、①費用または手数料、②未収利息、③遅延損害金、④経過利息（通常利息）、⑤元金の順とします。ただし、銀行が認めた場合はこの限りではありません。</p>

<p>(2)会員が約定返済を怠ったのちに返済を行った場合の返済金は、返済期限が先に到来した月の約定返済額から順に、前項①から④の順位で充当されます。</p>	
<p>(3)会員が銀行に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、銀行は、通知なくして銀行が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。</p>	<p>(2)会員が銀行に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、銀行は、通知なくして銀行が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。</p>
<p>第 9 条（臨時の返済） 会員は、約定返済日に約定返済額を返済します。これに加えて会員は、本契約に基づく残債務の全部または一部について、会員はいつでも返済することができるものとし、その場合の充当方法は前条に定める方法に従うものとします。</p>	<p>第 9 条（臨時の返済） 会員は、約定返済日に約定返済額を返済します。これに加えて会員は、事前に連絡した上で、銀行所定の範囲内で繰上返済することができるものとし、その場合の充当方法は前条に定める方法に従うものとします。</p>

※新規約に記載されている「銀行」の表記は、債権譲渡後「ドコモ・ファイナンス」に読み替えていただきますようお願い申し上げます。

以 上

<p><本件に関するお問合せ窓口></p> <p>株式会社ドコモ・ファイナンス</p> <p>TEL. 042-528-5701</p> <p>受付時間：9:00～18:00（1月1日を除く）</p>
--